

# 最高裁判決を踏まえた 保護費の追加給付

をご案内します。



## 対象になる世帯

### 平成25(2013)年8月から令和8年(2026)年3月までの間に 生活保護を受給したことがある世帯

ただし、平成30年10月以降の期間は、入院・入所していた方、障害がある方で加算が算定されていた方、毎年12月に支給される期末一時扶助費が算定されていた方等の世帯が対象です。

現在保護を受給していない世帯であっても、上記条件に該当する場合は対象となります。

なお、すでに亡くなられた方は給付の対象とはなりません。

## 支給までの手続き

### ○現在江東区で生活保護を受給中の方

対象となる期間から引き続き保護受給中の世帯は、江東区より追加給付を行いますので、原則として支給手続き（申出）は不要です。

### ○江東区で生活保護を受給していたが、保護が廃止となった方

江東区へ当時の世帯主による支給手続き（申出）が必要です。

**手続き期限** 令和9年7月末日（予定）

**申出方法** 郵送、電子申請、保護第一課専用窓口(区役所2階24番窓口)へ申出書類を提出

※申出書類については区のホームページにてご確認ください。

※区では、江東区追加給付コールセンターを開設しております。

支給手続き（申出）に関するご案内を行っていますので、ご不明な点はお問い合わせください。

区ホームページおよび  
電子申請はこちら



裏面もご覧ください

## 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付 よくあるご質問

### Q1 追加給付が支給決定となった場合には、通知がありますか

A1 追加給付の支給、不支給に関わらず、決定後に区より通知を送付いたします。

### Q2 追加給付額はいくらですか

A2 追加給付の額は世帯の人数、生活保護を受給していた時期や期間、各種加算の認定状況により世帯ごとに異なります。対象期間中に生活保護を受給していた場合であっても、追加給付の対象にならない場合や給付額が数百円になる場合もあります。今後、世帯ごとの給付額を計算するため、現時点では個別の世帯の給付額についてはお答えできません。詳細は区より送付する決定通知書をご確認ください。

### Q3 追加給付を受けるのに手続きは必要ですか

#### A3 【本区より受給中の方】

生活保護を継続して受給している方には、準備が整い次第決定通知書をお送りし、順次給付を行う予定です。お手続きは必要ありません。ただし、過去の江東区の受給期間において、当時の世帯主と現在の世帯主が異なる場合はお手続きが必要です。

#### 【現在本区より受給中で、過去に他の自治体の受給歴がある方】

現在本区で生活保護を受給中の分は、今後も保護の廃止がなければ準備が整い次第決定通知書をお送りし、順次給付を行う予定です。お手続きは必要ありません。他の自治体で受給していた期間がある場合には、当時受給していた自治体へお問い合わせください。

#### 【現在他の自治体より受給中で、過去に本区の受給歴がある方】

江東区で受給していた期間については、本区へお手続きが必要です。他の自治体で受給している期間については、受給している自治体へお問い合わせください。

#### 【現在保護を受けていない方で、過去に本区の受給歴がある方】

江東区で受給していた期間については、本区へお手続きが必要です。

### Q4 保護廃止世帯の支給手続き(申出)はどのようにすればよいですか

A4 下記の必要書類をご準備のうえ、郵送・電子申請・区役所窓口（2階24番）のいずれかでご提出ください。

#### 必要書類

##### ●申出書

##### ●当時保護を受給していた世帯主と全世帯員の戸籍謄本（全部事項証明書）の写し

※外国人の方は全世帯員の住民票の写し

※保護廃止世帯で現在、江東区以外の自治体で生活保護を受けている方は、当該自治体が発行する「生活保護受給証明書」を提出いただくことで、戸籍謄本の提出に代えることができます。

##### ●本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、パスポート、在留カード等の写し）

##### ●本人名義の預貯金通帳の写し、またはキャッシュカードの写し

#### 必要に応じて添付する書類

##### ●各種加算等の申し出に係る挙証資料など（当時の申し出の加算等に係る決定通知など）

#### 郵送先

〒135-0016 東京都江東区東陽5-30-13 東京原木会館江東区追加給付事務センター 宛

区ホームページおよび  
電子申請はこちら



### Q5 申出書はどこで入手することができますか

A5 区のホームページにてダウンロード可能です。また、区役所窓口（2階24番）でもお渡ししております。窓口への来所が困難な方については、郵送による対応を実施しております。ご希望の方は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

お問い  
合わせ



# 0120-519-429

受付時間：9:00から18:00まで

（土・日曜日、年末年始、祝日等除く）

FAX 0120-036-159

※お名前・連絡先をご記入ください  
（連絡先がない場合はご回答できないことがあります）